

ペイオフ



Q ペイオフって何ですか？

A 万が一金融機関が破綻しても預金が保護される預金保険制度です。

万が一、金融機関が破綻した場合、その金融機関に預けている預金を合計して、そのうちの元本1千万円と利息が預金保険制度により保護されます。また、1千万円を超える部分についても、概算払い率として破綻した金融機関の清算見込み額(余力)に応じて払い戻しされます。(会社や団体名義の預金についても同じです)

Q どのような預金が保険の対象になっていますか？

A 当座預金、普通預金、定期預金等です。

当座預金、普通預金、通知預金、貯蓄預金、定期預金、元本補てん契約のある金銭信託等が対象です。外貨預金は対象外です。りゆうぎんの取り扱う金銭信託は保険の対象商品です。外貨預金は保険対象外ですが、預金買取りの対象にはなっています。(概算払いに乘じた金額を受けとることが可能です)

Q いつからはじまるのですか？

A 平成14年4月1日より段階的に始まっています。

平成14年4月1日から段階的に始まっています。それまで全額保護対象であった定期預金等は、元本1千万円までとその利息が保護の対象となっています。

なお、普通預金・当座預金といった決済性預金は平成15年3月末まで全額保護されます。

		平成14年4月～平成15年3月末まで	平成15年4月以降
預金保険制度の対象預金等	普通預金等(注1)	全額保護	
	定期預金等(注2)	元本1千万円とその利息を保護	
預金保険制度の対象外の預金等(外貨預金等)		保護対象外	

(注1) 普通預金、当座預金等の決済性預金(主として決済のために用いられる預金)が該当します。

(注2) 定期預金、元本補てん契約のある金銭信託等が該当します。当行の取り扱う金銭信託は元本補てん契約がある金銭信託ですので、心配りません。



右の表をご覧ください。

Q 預金者としてどのような対策が必要ですか？

A 安心できる金融機関をお選びになることが第一です。

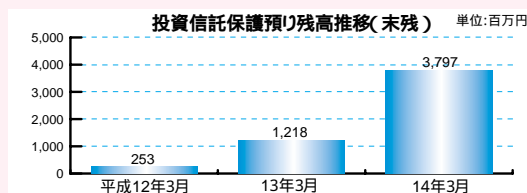
「ペイオフ」は、お取引をしている金融機関が破綻した場合の取扱方法です。そのためペイオフ対策としては、安心できる金融機関を選ぶことが重要です。当行は、不良債権の処理を進め、経営の健全化に取り組んできた結果、平成14年3月期(年度決算)は過去2番目となる48億円の当期利益を計上しました。また、健全性を示す自己資本率も国内基準(4%)を大きく上回る9.35%となっており、「ペイオフ」の適用はないものと確信していますので、安心してお取引をご継続ください。

Q ペイオフ対策としてどのような商品があるのですか？

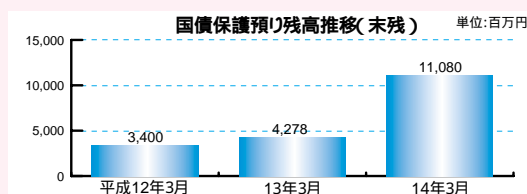
A 「投資信託」と「国債」が人気です。

当行では、国債と投資信託の窓口販売を全支店で取り扱っています。投資信託は県内金融機関最多の20ファンドを品揃えしており、お客様の幅広い資産運用ニーズにお応えできるようにしています。

投資信託と国債は、「顧客資産」として分別保管されるので「ペイオフ」対策商品の一つとして人気が高まっています。



投資信託
投資信託は、お客様の資金を投信会社が複数の株式や債券(国債や社債等)などに投資し、運用の成果に応じて利回りが変化する、実績配当型の商品です。



国債
国債は、その利子や償還元本の支払いを日本国政府が約束するものであり、金融商品の中でも最も信用力が高いものです。

懸賞付定期預金

ゆめま～るVI(シックス)

「ゆめま～るVI」は、預入期間1年のスーパー定期預金(自動継続式)に懸賞金をセットした商品で、個人のお客様を対象に、抽選で1等10万円、2等5万円、3等1万円(税込み)の懸賞金が当たります。

定期預金には、10万円毎に1本の抽選権が付与され、当選本数は540本、懸賞金総額は2,100万円で、低金利時代の人気商品となっています。(当選本数は定期預金販売予定額300億円を完売した場合)

お問い合わせは、フリーダイヤル ☎ 0120-19-8689

